

魅力発信動画制作費補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、就職を希望する若者等の市内企業への就労の促進を目的とし、北上雇用対策協議会の賛助会員企業が自社の魅力を発信するための動画を製作する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす北上雇用対策協議会の賛助会員企業とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）又は高等専門学校等を令和4年3月に卒業する見込みの者を採用する計画があること。
- (2) 補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において岩手県が行ういわてで輝く若手人材PR動画で動画の制作をしていないこと。
- (3) 申請日において第3に規定する補助対象事業に対して国、県又は市の他の補助金の交付を受けておらず、かつ、申請後においても当該補助金の交付を受けないこと。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が外部事業者へ委託し申請のあった日の属する会計年度の3月末までに完了する、就職を希望する若者等に補助事業者の事業の内容を紹介するための動画（動画投稿サイト、自社ホームページその他の不特定多数が閲覧できる媒体に公開する動画に限る。以下同じ。）の制作（既存動画のリニューアルを含む。）とする。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、動画の制作の外部事業者への委託に係る経費とする。

(補助金の額等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業者当たり100,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、事業の開始前に魅力発信動画制作費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書

類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る経費の見積書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7 会長は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、魅力発信動画制作費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、魅力発信動画制作費補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支精算書（様式第7号）
- (3) 補助対象事業に係る経費の領収書の写し

（補助金の返還）

第9 会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月25日から施行する。